



Vol.165

トクちゃん新聞

9月号

ワクチン2回目
13日に受けます。



令和3年9月7日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆「適格請求書発行事業者」

徳野



先日、来年度の各省庁の概算要求が財務省に出されました。支出総額111兆円！同額の収入が必要ですが、税収で賅うのは令和2年の予算で見ると63兆。不足分は基本的に国債です。税収のうち消費税が21兆。所得税や法人税よりも大きな税収です。印紙税も1兆！の税収があるようです。



消費税の税率が10%となったのが2年前。税率は今後まだ上がっていくことが予想されます。一方で、売上1,000万以下の事業者は消費税を納める必要がありません。ここに見直しが入りました。



消費税を納めてる事業者への支払でないと、消費税の仕入税額控除が認められなくなります。

消費税を納めている事業者に対して、税務署から番号が与えられます。この番号を取引先に伝える、というようになります。制度自体は令和5年10月～となりますが、その準備段階で今年の10月～税務署に番号をもらう手続きが始まります。もちろん弊社で手続きさせていただくことと思います。対応をどうするか、検討することも出てくるかと思えます。担当者にご相談いただければと思います。

◆ 業務に必要な感染対策費用の支給は給与とないません。

北岡



COVID-19感染予防対策として、従業員が負担した以下のような費用の支給について、業務のために通常必要な費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与課税の対象とはなりません。

一方、業務のために通常必要な費用以外の費用や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

- 1) マスク、石鹼、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費
- 2) 従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品で企業に所有権がある場合のその購入費
- 3) 感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など
- 4) PCR 検査費用、室内消毒の外部への委託費用など



◆ 書籍紹介: コンテナ物語 -世界を変えたのは「箱」の発明だった 増補改訂版-

廣島



当然のように「コンテナの出荷日いつでした?」「20ftですか?」「今度の事務所、コンテナで作るんですか」などなど、お客様とお話していると度々話題に出るコンテナ。目新しさのない、当たり前の存在ですね。でも実は、そんなに新しいものではなく、新しいわりにコンテナが経済・社会に与えた／与えている影響は多大なもの。それを教えてくれる一冊です。

コンテナができる前の港の荷積みをご存じですか?あるいは、コンテナがある現在の荷積みであればご存じですか?私は、この本を読んで、「そんなこと考えたこともなかったー!」の連続でした。身近なもの、あるいは知っている歴史の断片が繋がっていく面白さがあります。



この本の中に登場する人物たちは、計画的に進める人もいれば、行き当たりばったり運任せの人もいますが、そのそれぞれの動きは当人も想像しないような規模で全世界に波及していきます。今後の世界を予想しようとしても、変えてみたいと思っても、ただひとりの人間には手に負えないもの、と思ひ知らされます。

そうして、このしっかりしたボリュームの本を読了しても、いちビジネスマンが仕事に活かせるような学びはあまりありません。(ミクロの気づきはありますが)。ただちょっと、過去を俯瞰してみる視点の高さと、知らないことを知る豊かさを与えてくれる本です。

著者 マルク・レピンソン 訳者 村井章子 発行者 村上広樹 発行 日経BP 発売 日経BPマーケティング

◆ 税務スケジュール(9月)

喜多



9月10日(金)

・8月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

9月30日(木)

- ・8月分 社会保険料の納付
- ・7月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・1月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・10月・1月・4月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

◆ 標準報酬決定通知書

7月に提出した算定基礎届の決定通知書が順次お手元に届くかと思えます。決定通知書により標準月額の変更が必要となる場合がございますのでご確認をお願いいたします。
9月分保険料(10月納付分)より変更となります。

◆ 出納帳の入力に使える! Excelショートカット2選

大熊



① 『Ctrl』+『D』 …上のセル内容をコピー

A	B
1	日付 勘定科目
2	4月1日 消耗品費
3	4月2日 通信費
4	4月2日 租税公課
5	4月3日 消耗品費
6	4月3日
7	
8	



上のセル内容をそのままコピーできます。
シンプルですが、使いやすさは抜群!
『D』は **Down** の『D』と覚えましょう

② 『Alt』+『↓』 …入力済のデータから選択

A	B
1	日付 勘定科目
2	4月1日 消耗品費
3	4月2日 通信費
4	4月2日 租税公課
5	4月3日 消耗品費
6	4月3日
7	
8	



同列に既に入力したデータから、内容を選択することができます。
繰り返し同じような内容の入力が続くときに便利です。

◆ 新型コロナワクチン接種

稲葉



コロナワクチンの接種が、公共団体の大規模接種会場での接種を中心として職域接種等でも進んでおり、8月末時点で**1回目**接種率が**55%**、**2回目**接種率が**45%**と高まってきました。

どうかタイミング良く予約が取れたので私も先日1回目を接種してきましたところ、思っていたより副反応が強く、翌日から4日間接種部に筋肉痛のような痛みと微熱が出ました。接種される方は接種後数日は、**重要な予定を入れることは出来るだけ避けられる**方が良いと思います。



今回のコロナワクチン接種ですが、厚生労働省によると「**努力義務**」とのことですが、「努力義務」と聞くと義務であるかのように思われがちですが、**義務とは異なり**、強制とは違って**最終的に自分自身が納得**したうえで接種を行うものです。

ワクチン接種に限らず、情報があふれている環境のもと、何事に対しても自分自身で冷静に判断していきたいですね。

◆ スタッフより

北岡



8月が終わり9月になりました。僕の8月の思い出といえば、やはり夏合宿ですね。大学時代は北海道で約1ヶ月間の日程で合宿していました。当時は日中に気温があがっても20℃台で涼しかったです。朝練は寒かったですね・・・1年生の時、洗濯の合間に同期と乾燥室で隠れるように休んでいたのを思い出しました。



そういえば合宿期間中に開催されていた夏の甲子園大会で松坂投手が投げていました。その松坂投手も今季で引退。月日が経つのは早いなあと思っていました。

◆ クイズ

岩佐



2020東京オリンピックは終わりました。アスリートの方々の熱い闘いには、胸が熱くなりました。今回は開催国ということもあり、見事58個ものメダルを手に入れました！そこでクイズです。オリンピック・パラリンピックでメダルを獲得した選手に支払われる報奨金は課税対象でしょうか。



(答え) **課税されません。**
※オリンピックのメダリストはJOCから、パラリンピックのメダリストにはJPCから報奨金が支給されます。報奨金は所得税の非課税対象に該当します。尚、報奨金制度は、1992年に開催されたアルペールビル冬季五輪から導入されました。